

## 社団法人京都府看護協会名誉会員に関する内規

### 1 名誉会員の被推薦者

定款第6条第3項の規定による名誉会員の被推薦者は、京都府看護協会の会員歴が通算25年以上（三職能統合前の部会も含む）で、年齢が満70歳以上の者のうち、次のいずれかの条件を満たす者とする。

(1) 協会会長に3期就任した者

(2) 協会理事又は監事に通算6期以上就任し、若しくは協会事業の発展に顕著な功績があった者

### 2 名誉会員の推薦

名誉会員の推薦は、常務理事会、地区支部又は職能委員会から推薦のあった者について、理事会で審査の上決定するものとする。

### 3 名誉会員の顕彰

名誉会員に対しては、細則第3条の規定のほか、総会や記念式典に招待する。

### 附 則

1 この内規は、平成19年3月24日から施行する。

1 この内規は、平成19年11月16日一部改正し同日から施行する。

## 名誉会員推薦調書

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏 名		年 齢	歳
現住所			
所属地区			
所属施設			
資 格	保健師    助産師    看護師    准看護師		
会 員 歴			
役 員 歴	期 間	役 職 名	

推 薦	推薦年月日	年 月 日
	地区支部又は職能委員会 代表者氏名	印